急がれる アスベスト対策 本市の対応は

【問】「アスベスト関連病で10年間に51人死亡」という全国に衝撃を与える報道が6月29日されて以来、毎日のように報道されている。現在アスベストを使用している市の施設はあるのか。

【答】アスベスト材を含んでいる可能性のある昭和57年までに建設された146の施設を現在調査している。

また、以前の調査では大芝・東光保育所の天井内に使用していることが判り、既に囲い込み処理済であり、室内の環境濃度調査を毎年実施し、安全性を確認している。

【問】今回の調査結果、市の施設にアスベストの使用が確認されればどのように対処するのか。

【答】対策としては①露出部分でアスベストを含む場合、今年度中に囲い込み飛散防止対策を実施する②囲い込み処理済の場合、室内環境濃度調査を今年度中実施する③前述①、②で日常的に利用する施設は今後も年1回室内環境調査を実施する④アスベストの除去は来年度中に検討する。

アスベスト（石綿）の有無を調査中

【問】健康診断希望者への対応はどうか。

【答】現在の主なものとしては、かかりつけ医師への相談を勧めることと、専門医療機関の紹介である。また、希望者にはレントゲン検査をメディカルセンターで今月28日実施する。

今後の対応策も引き続き検討していく。

指定管理者導入 基本的な考えは

【問】公の施設の管理運営は従来、市が直営で行うか、外郭団体などの公共的団体が行うかに限られていたが、地方自治法の改正により、指定管理者制度が創設され、民間企業やNPOなどにも開放された。

制度導入にあたり、本市の基本的な考えを聞きたい。

【答】指定管理者制度の趣旨は、公の施設の管理を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上と経費の節減などを目的としている。

本市ではこの制度へ対応するため、プロジェクトチームを設置し、運用指針を策定した。

指針では、指定管理者として民間事業者などに管理を委ねるほか、施設の設置目的や受託団体の設立経緯などを踏まえ、従来の特定団体を引き続き指定管理者として選定する場合も示されている。

【問】今定例会では各施設ごとに、指定管理者制度の導入か直営かを選択した提案がされた。

市が直営で行うとされた施設はどのような議論があったのか。

【答】各施設を所管している担当課は、管理運営のあり方を原点に立ち返り検討しており、公の施設全般について、指針に基づき多角的な観点で決定した。

牛滝温泉やすらぎ荘など17施設を指定管理者に

福祉総合センター 敷地の有効活用は

【問】市は平成15年「福祉総合センター等敷地活用検討会議」を設置し、施設の移転や建て替えなどを含む整備活用を検討するとのことであった。

上空から見た福祉総合センター

また、駅直近の大規模敷地である当該地の有効活用は中心市街地活性化のための大きな課題となっている。

現在、どのような有効活用を考えているのか。

【答】8月18日、平成17年第1回の敷地活用検討委員会議を開催した。①現在立地している各々の公共・公益施設を個別に検討することなく、当該敷地全体として有効活用を図ること②PFIや再開発といった従来のまちづくりの手法にとらわれず、極力財政負担の少ない手法を模索するなど、検討を進めている。

【問】現在の利用状況はどうか。

【答】福祉総合センター本来の業務は本館で行い、分館にはパピースクール、シルバー人材センターの作業所、科学技術教育センターが、別館A棟には教育相談所、別館B棟にはパピー父母者会室と府の岸和田少年サポートセンターがそれぞれ使用している。

自治基本条例 実効性の確保を

【問】市民委員が中心となり策定された自治基本条例が、本年8月に施行された。

本市は市民自治都市の実現に向け一歩を踏み出すこととなるが、この条例が、地域に根ざし実効性を確保していくため、どう位置付け、推進していくのか。

【答】自治基本条例は、これからのまちづくりの根幹となる考え方、方向性を規定しており、市民自治都市の実現に向けて、市政に関して最高規範性を持ち、本市の憲法と位置付けている。

今後、この条例の基本理念にのっとり、行政システムを改革し、市政運営を行っていく。また、施策実現のため、さまざまな制度を構築し、条例や規則などの体系化を図る。そのため、意見聴取など5制度の手続きを整備し、市民の意思を市政の意思決定に反映させていきたいと考えている。

平成18年度に自治基本条例を推進する委員会を設置し、実効性を保障していけるよう市民とともに、条例を育てていきたい。

市民とともにまちづくりを

【問】市民全体には、どのように周知していくのか。

【答】これまでも「広報きしわだ」やテレビ市政だよりなどでPRしており、8月下旬には条例施行記念フォーラムを開催した。その他、出前講座などでもPRに努めている。

今後も機会をとらえて市民全体に周知していく。

山側への延伸望まれる 都市計画道路 岸和田港福田線

【問】現在、門前町において大規模宅地開発が進められているが、同町での生活道路は、幅4m程度で普通車が対面通行するのにやっとという状況である。この開発が完成すれば、交通渋滞が起こることが明らかであり、また通学路でもあるため交通事故なども危惧される。

岸和田港福田線の山側への延伸が望まれるが見通しを聞きたい。

【答】岸和田港福田線は、大阪和泉泉南線から星和上松台入り口までは平成13年4月に開通しているが、その先の市道包近流木線（通称水道道）まで延伸部分750mについては、未着手である。

現在の道路状況を考えると宅地開発区域へのアプローチ道路として、主として市道包近流木線を考えているが、海側へのルートとしては大部分が門前町ロータリーへ集中するものと思われる。

1日も早い延伸を（星和上松台入り口付近）

岸和田港福田線の事業採択や事業実施に伴う財源確保など開通までに相当の期間を要すると思われる。

当面の対策は、関係各課と現時点での交通アクセスをどうすべきか検討を行うとともに、府に対し現状を強く訴え、早期に工事が着手できるよう要望している。

議会豆知識 決算審査

市長は毎年度一般会計や企業会計など、各会計決算の認定議案を議会に提出する義務があります。

議会は、予算目的に沿った効率的、効果的な予算執行がされたかどうかなどを判断し、認定又は不認定とします。

本市議会では第3回定例会で決算特別委員会を設置し、審査します。

決算特別委員会は正副議長を除く26人の議員うち、半数の13人をもって構成しています。